



基安安発第1002001号

平成 18 年 1 0 月 2 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

日本工業規格 B 9 7 1 0 機械類の安全性—ガードと共同するインタロック装置—
設計及び選択のための原則外 4 件の改正について

標記の工業標準については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり改正され、平成 18 年 11 月 27 日付け官報に公示する予定である。

内容については、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供することとされるので業務の参考とされたい。

なお、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条及び第13条第2項の規定に基づき、平成18年11月25日に下記の日本工業規格を制定したので、同法第16条の規定に基づき公示する。

平成18年11月27日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
経済産業大臣 甘利 明

記

制定された日本工業規格

機械類の安全性—ガードと共同するインタロック装置—設計及び選択のための原則	B 9 7 1 0
機械類の安全性—両手操作制御装置—機能的側面及び設計原則	B 9 7 1 2
機械類の安全性—予期しない起動の防止	B 9 7 1 4
機械類の安全性—人体部位の接近速度に基づく保護設備の位置決め	B 9 7 1 5
機械類の安全性—ガード—固定式及び可動式ガードの設計及び製作のための一般要求事項	B 9 7 1 6

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局標準企画室、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。